



# あさぎり町 農業委員会だより



©2010 熊本県 くまモン

令和7年  
6月発行

くまさんの  
朝陽の輝き



# 覗いてみよう！！

## 第3回 あさぎり GO 農's フェスタ

令和 7 年 3 月 30 日開催

### 餅つき・餅投げ

前日についた餅は、なんと約 4,000 袋。  
今回は嬉しい景品付き。みなさん何が当たったでしょうか・  
寒い中、最後まで残ってくださったみなさんありがとうございました。  
大盛況のフィナーレとなりました。



### アンケートに答えてプレゼントゲット!コーナー 回答結果

Q くだものは何が好きですか？

①イチゴ 67名 ②メロン 31名 ③梨 25名 ④栗 14名

Q 野菜は何が好きですか？

①トマト 69名 ②キュウリ 49名 ③ズッキーニ 11名

Q お肉は何が好きですか？

①鶏肉 61名 ②牛肉 44名 ③豚肉 35名

Q ごはん・パン・麺どれが好きですか？

①ごはん 74名 ②麺 30名 ③パン 24名

ごはんが一番人気でした



アンケートにご協力いただき  
ありがとうございました。  
ございました。

### 芋田（いもでん）作らんな



サツマイモの収穫・体験を募集したところ、5組の家族の応募がありました。農業委員のサポートのもと、農業体験をしていただきます。早速、4月29日に畝作りを行いました。

6月に苗植え、11月に収穫の体験予定です。たくさんの美味しいサツマイモが実りますように。

12月号へつづく・・・

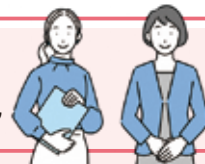




# 農業委員会の活動を

## 女性委員の活動

～人吉球磨地域女性農業委員ネットワークと阿蘇地域女性委員との意見交換会～



2月4日に高森町休暇村南阿蘇にて、人吉球磨地域女性農業委員ネットワーク（会員21名）と阿蘇郡市協議会女性委員のみなさんと研修会を行いました。意見交換会の中では、人吉球磨地域でのこれまでの婚活事業を継続していく必要性について、農業委員会活動においては、売買における課題や女性委員登用の難しさなど、それぞれ活発な意見を出し合い、実りある研修会となりました。短時間でしたが、新たな仲間づくりの機会となり、益々女性委員の必要性を感じた研修会となりました。



## 意見交換会を開催しました

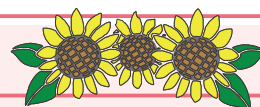


2月28日に認定農業者協議会と町議会および農業委員会で意見交換会を行いました。地域計画・目標地図、農業振興補助金、営農型太陽光施設についてを議題とし、課題や要望、提案など意見を出し合うことが出来ました。

今回、いただきました意見を、本町の農業振興の一助になるよう、今後の農業委員会活動に努めていきたいと思えます。



## 耕作放棄地対策班活動



4月17日、免田地区の遊休農地を活用し、景観目的として、ひまわりの種をまきました。

夏にはきれいなひまわりが咲く予定です。お楽しみに!!



不動産売買など開発を前提とした

大切な農地を守ろう!!

# その農地売買、大丈夫ですか？

最近、開発を目的とした農地の売買契約に関する相談が県内で増えています。皆様の大切な農地を守るため、まずは農業委員会にご相談ください。

## 1. 農地転用許可の見込みはありますか？



農地は、**農地転用許可が無ければ、所有権移転（法務局での登記申請）ができません。**農地売買契約の締結前に、**農地転用許可の見込みを農業委員会に相談**することをお勧めします。

## 2. 契約内容をしっかりと確認を

農地の売買契約をしても、農地転用許可を得られない場合に、受け取った手付金の返還などでトラブルになる事例が考えられます。  
トラブル防止のため、契約の際は、**「解除条件」や「手付金の取扱」**などの内容をよく理解して十分に納得してから契約しましょう。

## 3. 農地の引き渡しは農地転用許可を受けた後で

**農地転用許可前の農地の引き渡しは、農地法違反**となり、売主・買主双方が懲役または罰金の適用を受ける場合があります。農地転用許可がされるまでは、従前の**農地所有者または耕作者に農地の管理義務**があります。

## 4. 仮登記はあくまでも予備的な登記

農地転用許可がなければ、売買契約が締結されても、**農地の所有権は「仮登記権利者」ではなく、「所有者」にあります。**  
なお、**農地転用許可の可否を判断する際、「仮登記の有無」は考慮されません。**

農地の売買の勧誘を受けて困った時や仮登記についてご不明の場合は、農地の所在する市町村農業委員会に相談しましょう。

あさぎり町農業委員会 0966-45-7225



# 令和7年4月1日から、宅地造成及び 特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始

## 通常の営農行為のうち

# 1 m 超の表土の補充は許可 または届出が必要となります！

## 1. 通常の営農行為とは？

- 農地などの通常の営農行為は、土地利用のために**土地の形質を維持する行為**（下図参照）であり、原則、盛土規制法の規制対象外です。

### 土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） →規制対象外

- 耕起、代かき、整地、畝立て
  - けい畔の新設・補修・除去
  - 土壌改良材（基肥、たい肥など）の投入
  - **表土の補充※1**
  - 表土の入れ替え
- <イメージ>
- 
- ※1：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令8条10号口を踏まえて都道府県などが定める値を超えないもの（都道府県などが値を定めていない場合は盛土の規制対象規模未満のもの）（熊本県 HP から引用）
- 農業用暗きょ排水の新設・改修
  - 樹園地における樹木の改植
  - 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地など）

※1：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令8条10号口を踏まえて都道府県などが定める値を超えないもの（都道府県などが値を定めていない場合は盛土の規制対象規模未満のもの）（熊本県 HP から引用）

## 表土の補充を行う場合は？

- 通常の営農行為のうち**地盤面の標高差が1 m 超の表土の補充は、許可または届出が必要になります。**

盛土規制法に関する  
ことはこちら！



熊本県 HP

## 2. 許可または届出が必要になる営農行為とは？

- 農地などの**土地の形質を変更する行為**（下図参照）は、許可または届出が必要になる場合があります。

### 土地の形質の変更に該当する行為 →盛土などの規模によって規制対象※2

- ほ場の大区画化・均平・勾配修正  
<イメージ>
- 盛土を伴う田畑転換
- 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備
- 農道の整備  
<イメージ>
- 農業用施設用地の整備

※2：土地改良事業またはこれに準ずる事業などに係る工事（省令8条1号）は許可不要工事

**営農行為に関するお問い合わせは、  
農地などの所在する市町村農業委員会  
に相談しましょう。**

- 通常の営農行為に関するお問い合わせ先  
熊本県農林水産部農村振興局農村計画課  
農地農振室農地班 ☎ 096-333-2375
- 盛土規制法に関するお問い合わせ先  
熊本県土木部建築住宅局建築課  
盛土対策室 ☎ 096-333-2555

## 未来のために農地の適正管理を

令和6年度に実施しました農地パトロールの結果をもとに、次のとおり、非農地判断をしました。今年度も8月下旬より、農地の有効利用をはかる観点から、あさぎり町全域において、農地パトロールを実施しますので、農地の適正な管理をお願いします。

### 令和6年度 耕作放棄地調査結果表

| 旧町村 | 荒廃程度      |    |        |    |           |    | 合 計     |    |
|-----|-----------|----|--------|----|-----------|----|---------|----|
|     | 再生可能な荒廃農地 |    |        |    | 再生困難な荒廃農地 |    |         |    |
|     | 緑（低）      |    | 黄（中）   |    | 赤（重）      |    |         |    |
|     | 面積        | 筆数 | 面積     | 筆数 | 面積        | 筆数 | 面積      | 筆数 |
| 上   | 12,917    | 6  | 33,033 | 13 | 3,035     | 5  | 48,985  | 24 |
| 免 田 | 8,082     | 4  | 5,081  | 5  | 3,539     | 3  | 16,702  | 12 |
| 岡 原 | 23,556    | 15 | 2,293  | 1  | 261       | 1  | 26,110  | 17 |
| 須 恵 | 641       | 2  | 2,388  | 1  | 566       | 1  | 3,595   | 4  |
| 深 田 | 21,727    | 12 | 25,388 | 20 | 1,034     | 1  | 48,149  | 33 |
| 計   | 66,923    | 39 | 68,183 | 40 | 8,435     | 11 | 143,541 | 90 |



令和6年度の農地パトロールの結果、9筆5,093㎡を非農地判断しました。

## 農地の困りごとは地区担当委員にご相談ください

| 地区 | 担当者氏名 | 担 当 行 政 区      |
|----|-------|----------------|
| 上  | 中村 好文 | 井上、下永里、永里      |
|    | 井手久美子 | 清水             |
|    | 池上勇一郎 | 上永里、榎田         |
|    | 谷川 新二 | 堀角、柳別府         |
|    | 緒方 信三 | 神殿原、平和         |
|    | 稲富 裕二 | 麓、秋時           |
|    | 中村 幸二 | 石坂、永山、狩所、皆越    |
|    | 藤原ルミ子 | 西別府            |
|    | 藤本 勇二 | 塚脇、今井          |
| 免田 | 松本 廣幸 | 築地、吉井の一部(国道以南) |
|    | 北川 浩臣 | 久鹿、吉井の一部(国道以北) |
|    | 廣瀬 孝喜 | 黒田             |
|    | 的射場洋一 | 永才、下乙          |
|    | 橋口 京美 | 八幡町、大正町、本町、二子  |

| 地区 | 担当者氏名 | 担 当 行 政 区       |
|----|-------|-----------------|
| 岡原 | 深松 守  | 宮麓              |
|    | 宮原 久子 | 熊野              |
|    | 杉下 和治 | 別府、竹野の一部        |
|    | 宮原 範行 | 桧山、竹野の一部        |
|    | 田中 伸明 | 齊堂、開墾           |
|    | 村田 新一 | 福留、岡麓、永岡        |
|    | 田崎洋一郎 | 覚井、屯所の一部        |
| 須恵 | 西野 雅倫 | 阿蘇、屯所の一部        |
|    | 恒松 純生 | 寺池              |
| 深田 | 濱田 定武 | 庄屋、仁王           |
|    | 北崎 一英 | 古草城、明甘、新(新深田)   |
|    | 竹下 正男 | 下里、内山、新(鷺巣)、植の里 |

## 令和7年度 あさぎり町農業委員会総会日程は次のとおりです

| 回   | 開 催 日 時<br>予定日 | 申請締切日     |
|-----|----------------|-----------|
| 第4回 | 7月10日(木)       | 6月25日(水)  |
| 第5回 | 8月12日(火)       | 7月25日(金)  |
| 第6回 | 9月10日(水)       | 8月25日(月)  |
| 第7回 | 10月10日(金)      | 9月25日(木)  |
| 第8回 | 11月10日(月)      | 10月24日(金) |

| 回    | 開 催 日 時<br>予定日 | 申請締切日     |
|------|----------------|-----------|
| 第9回  | 12月10日(水)      | 11月25日(火) |
| 第10回 | 1月9日(金)        | 12月25日(木) |
| 第11回 | 2月10日(火)       | 1月23日(金)  |
| 第12回 | 3月10日(火)       | 2月25日(水)  |

※ 都合により、開催日が、変更になる場合もあります。

## 農業者年金受給者のみなさまへ

### 現況届の提出は6月30日までに

農業者年金の現況届は、年金受給権者の人が年金を受給する資格があるかなどについて、農業者年金基金法に定めるところにより、毎年1回確認するものです。

農業者年金基金から5月下旬頃に通知が届いていますので、必要事項を記入・署名のうえ、あさぎり町役場総合窓口または農業委員会（第二庁舎）に提出してください。

- ▶ 役場各支所（上、岡原、須恵、深田）にも提出できます。
- ▶ 直接持っていくことができない場合には郵送でも受け付けます。  
〒868-0408 あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町農業委員会 まで
- ▶ 受給者がお亡くなりになられた場合、現況届は不要ですが、JAあさぎり支所にて死亡届の手続きが必要になります。必要書類はそれぞれ異なりますので、事前に農業委員会へお問い合わせください。
- ▶ 住所などが変更になった場合には、JAあさぎり支所で各種手続きをしてください。
- ▶ もし記入間違いをした場合は、間違った箇所には二重線を引き、余白に書き直してください。訂正印は必要ありません。
- ▶ 用紙を紛失したり、汚した場合には各提出先に手書き用の用紙があります。
- ▶ 現況届用紙は機械で読みとりますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

### あなたの老後の備えは十分ですか？

#### 農業者の強い味方 農 業 者 年 金

- 1 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代強い
- 2 保険料（月額2万円～6万7千円）は自由に選べ、いつでも変更可能
- 3 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金あり
- 4 社会保険料控除など税制面での優遇があり、節税になります
- 5 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助あり

年金は  
まだ先のこと・・・



でも国民年金だけじゃ不安・・・

次の3つの要件を満たせばどなたでも加入できます

20歳から60歳未満 ②国民年金第1号被保険者 ③年間60日以上農業従事

いつでもご相談ください



## あさぎり町賃借料情報

あさぎり町における令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、次のとおりとなっております。

### 令和6年分

あさぎり町農業委員会

#### 賃借料情報（田）

| 区 域           | 年  | 平均値      | 最 高      | 最 低      | データ数 |
|---------------|----|----------|----------|----------|------|
| 上             | R6 | 20,800 円 | 32,500 円 | 8,400 円  | 147  |
|               | R5 | 19,000 円 | 30,000 円 | 6,000 円  | 206  |
| 免 田           | R6 | 21,000 円 | 30,000 円 | 10,000 円 | 123  |
|               | R5 | 20,100 円 | 32,000 円 | 8,000 円  | 143  |
| 岡 原           | R6 | 18,800 円 | 28,000 円 | 10,000 円 | 177  |
|               | R5 | 17,600 円 | 24,000 円 | 10,000 円 | 124  |
| 須 恵           | R6 | 14,700 円 | 22,000 円 | 7,600 円  | 48   |
|               | R5 | 15,900 円 | 24,000 円 | 5,000 円  | 102  |
| 深 田           | R6 | 16,700 円 | 27,000 円 | 7,900 円  | 60   |
|               | R5 | 14,500 円 | 24,000 円 | 5,000 円  | 87   |
| (参考)<br>あさぎり町 | R6 | 19,300 円 | 32,500 円 | 7,600 円  | 555  |
|               | R5 | 19,100 円 | 32,000 円 | 6,800 円  | 596  |

#### 賃借料情報（畑）

| 区 域     | 年  | 平均値     | 最 高      | 最 低     | データ数 |
|---------|----|---------|----------|---------|------|
| あさぎり町全域 | R6 | 8,700 円 | 15,000 円 | 3,600 円 | 66   |
|         | R5 | 7,400 円 | 12,800 円 | 3,500 円 | 66   |

※データ数は、集計に用いた筆数である。

※上表の賃借料の値は、各区域毎に求めた平均額の1.7倍を超える値および0.3倍未満の額で契約された筆を除いて算出したものです。

#### 農業振興対策班

班 長 田崎 洋一郎  
副班長 井手 久美子  
藤本 勇二  
宮原 久子  
宮原 範行  
中村 好文  
北崎 一英  
稲富 裕二



★発行日：毎 週 金曜日  
★購読料：1ヵ月 700円  
(送料 税込み)  
★購読申し込みは、農業委員会  
事務局まで

農業現場に役立つ情報をお届けします。  
購読してみませんか？

